

第 1 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

政策会議案件書（審議案件）

令和 5 年 1 月 31 日 提出

案 件 担 当 部 課 等	都 市 環 境 部 都 市 計 画 課
案 件 名 称	三 浦 市 地 区 計 画 の 区 域 内 に お け る 建 築 物 の 制 限 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 基 本 方 針 に つ い て
部 門 経 営 会 議 審 議 し た 日	令 和 5 年 1 月 30 日
資 料 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審 議 依 頼 事 項</p> <p>三 浦 市 地 区 計 画 の 区 域 内 に お け る 建 築 物 の 制 限 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 基 本 方 針 を 別 紙 の と お り 決 定 す る こ と に つ い て</p>	
<p>現 状 と 課 題</p> <p>城ヶ島西部地区について、観光地としての発展・活性化を図り、地域住民や来訪者が安全に居住・滞在できる環境を実現するため、国際競争力の強化に資する宿泊施設の整備や、災害時の迅速な避難に資する都市基盤施設の整備を、地域のニーズを踏まえて推進することにより、安全で賑わいのある地区の形成と、国際的な経済活動の拠点形成を図ることを目標に、国家戦略特別区域法第 21 条の規定（都市計画法の特例）に基づく手続を経て、地区計画を決定した。</p> <p>決定後の地区計画の内容を実現するためには、建築基準法第 68 条の 2 の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の制限について条例で定める必要がある。</p> <p>なお、建築基準法第 68 条の 2 第 5 項では、当該地区計画の区域の特性にふさわしい土地利用の増進等の目的を達成するために必要があると認める場合、国土交通大臣の承認を得て、建築物の用途の制限を緩和することができるとされている。今回の改正では、区域内の一部の地区において建築物の用途の制限を緩和するため、国家戦略特別区域法第 16 条の 2 の規定（建築基準法の特例）に基づき、国土交通大臣の承認を得た。</p> <p style="text-align: center;">〔R4.12.22：国家戦略特別区域法に基づく区域計画の変更認定〕 〔R5.1.20：都市計画法に基づく都市計画の決定告示〕</p>	
<p>案 件 担 当 部 課 等 の 見 解</p> <p>別紙、基本方針のとおり三浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正したい。</p> <p>審議決定後は、令和 5 年第 1 回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。</p>	

総合計画及び予算との関係

総合計画 大綱 3 住み心地のよい都市をめざして  
目標 6 快適で安全性の高い生活基盤の整備  
施策 1 適切な土地利用計画の推進

備考 説明員 潟岡都市計画課都市政策担当課長  
羽白都市計画課都市計画GL